

【新旧対照表】国の基本的な指針における成果目標

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画				
		本市の目標	R7実績	進捗
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6％以上とする。	令和4年度末時点の施設入所者数（201人）のうち6％（13人）が地域生活へ移行	0人	×
	・施設入所者数：令和4年度末の5％以上削減する。	設定なし	—	—
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上	埼玉県障害者支援計画で全県の目標として設定するため、本市の目標は設定はなし。		
	・精神病床における1年以上入院患者数			
	・精神病床における早期退院率：3か月後68.9％以上、6か月後84.5％以上、1年後91.0％以上			
	—			
	—			
③地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。	地域生活支援拠点等の整備	R5年度に整備済	○
		仕組みを整備した地域生活支援拠点等において、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する	機能を担う登録事業所27事業所	○
		年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討する	検証方法の検討を実施した	○
	・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	令和8年度末までに支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	現状把握に努めた	○
④福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上とする。 （就労移行支援1.31倍以上就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上）	R3年度の一般就労への移行実績（86人）の1.28倍以上かつ以下の3項目の合計以上	76人	×
		就労移行：令和3年度の実績（62人）の1.31倍以上	42人	×
		就A：令和3年度の実績（16人）の1.29倍以上	25人	○
		就B：令和3年度の実績（7人）の1.28倍以上	7人	○
	・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とする。	令和8年度における全就労移行支援事業所の5割以上	62.5% (5/8事業所)	○
	・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上とする。	就労定着：令和3年度の実績（25人）の1.41倍以上	136人	○
⑤障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。	児童発達支援センターの設置	H25年度に設置済	○
	・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築する	年齢や障がいの有無にかかわらず児童が地域とともに育ち合えるよう、現在市で取り組んでいる保育所等訪問支援や特別支援保育などの事業を継続しつつ、悩みを抱える保護者等への個別の相談等に関係機関と連携し対応するため、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する	保育所等訪問支援や特別支援保育などの事業を継続し、インクルージョンの推進に努めた。	○
	・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所各市町村又は圏域に1か所以上確保する。	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保：6事業所でサービス提供を実施（R5.10月末現在）	8事業所	○
		重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所の確保：7事業所でサービス提供を実施（R5.10月末現在）	10事業所	○
	・医療的ケア児等のための関係機関の協議の場を各市町村又は圏域に設置する。	医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	R3年度に設置済	○
	・医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は各圏域に配置する。	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置：9人（R5.10月末現在）	32人	○
—				
—				
⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。	基幹相談支援センターの設置	R5年度に整備済	○
	・協議会における個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善等を行う。	相談支援事業所等が参画する協議会の個別支援会議の事例から、地域における課題等を抽出・検討し、地域サービス基盤の開発・改善につなげる	地域課題の抽出方法等の検討を実施した	○
	・基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制を構築する	関係者間による連携強化の取組の実施した	○
	—	—	—	—
—				
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。	市職員の資質及び事業者が行う事業の質の向上を図るための取組みを実施する	実施	○
	—	—	—	—

第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画（案）	
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6％以上とする。 ・施設入所者数：令和7年度末の5％以上削減する。
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
	・精神病床における1年以上入院患者数
	・精神病床への30日以上の上再入院率：退院後90日時点10.3％以下、退院後180日時点17.4％以下、退院後365日時点25.7％以下【新規】
	・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】 ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】
—	
③福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上とする。 （就労移行支援1.14倍以上、就労継続支援A型1.52倍以上、就労継続支援B型1.67倍以上）
	・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とする。
	・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上とする。
	・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とする。
	・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
④障害児支援の提供体制の整備等	・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村 又は圏域【新規】
	・主として重症心身障がい児を支援する事業所又は重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した事業所の確保
	・医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置
	・医療的ケア児等支援に関するコーディネーターの配置 ・障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】
⑤地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
	・強度行動障がいの状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。
⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
	・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
	・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。【新規】
⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】	・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
	・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
	・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100％とする。【新規】